

令和4年度地域包括支援センターの事業評価について

1. 地域包括支援センターの事業評価とは

市町村は、定期的に地域包括支援センターにおける事業の実施状況について評価を行い、必要な措置を講じなければならないこととされております。(介護保険法第115条の46関係)

国において定められた指標(全国統一)により、人員体制及び業務の実施状況等を把握し、また、全国的な傾向と比較し、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を図って参ります。

2. 評価の概要

令和4年度における地域包括支援センター事業の評価について、令和4年6月に実施され、令和5年2月に全国集計され公表されております。本市の評価結果と全国平均値については以下のとおりとなっております。

また、今回から市町村(基幹型包括)のほか、圏域型地域包括支援センター(3か所)の評価結果も併せて報告致します。

3. 評価結果

(1) 当市の地域包括支援センターの特徴

令和3年度から身近な相談窓口として増設した地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、本人・家族、地域の支援者(民生委員)、介護支援専門員等の支援を行っています。地域包括支援センターが担う業務において、特に在宅医療・介護連携推進事業、認知症に関する連携、生活支援コーディネーターの活動など、関連事業所・多職種と連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点で事業に取り組んでいることが特徴です。

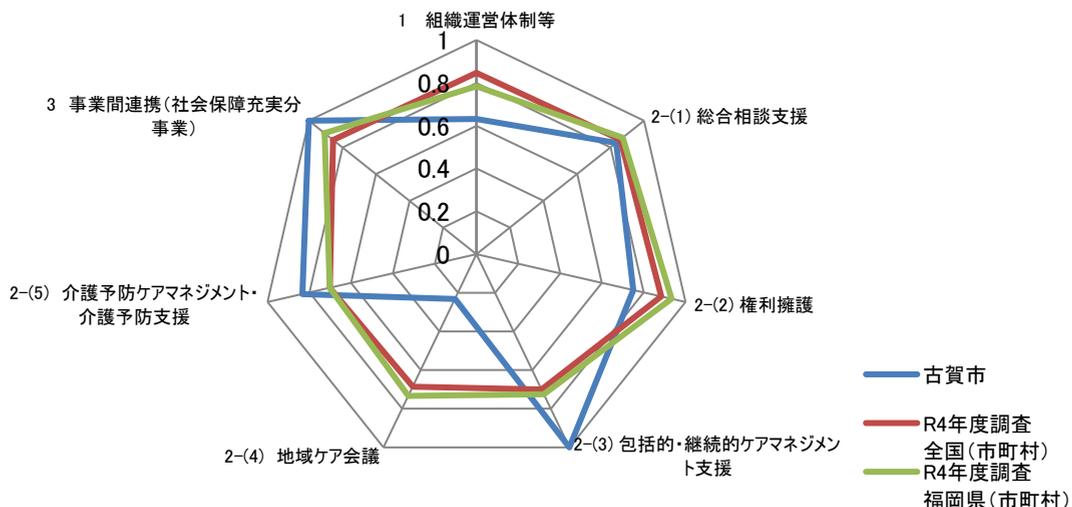
(2) 現状で取組が進んでいない業務とその要因

「地域ケア会議」については、評価が低く平均点を下回っています。理由は、令和3年度福岡県介護予防活動普及展開事業の採択を受け、専門職の派遣により運営等に関する助言をいただく機会を得て、より効果的な地域ケア会議の運営となるよう研修会等を重ねる期間に充てたことにより会議が未実施であったことが影響しています。令和4年6月から再構築した地域ケア個別会議を実施していることから、次年度の事業評価は平均点を超えるものと考えております。

(3) 今後の取組

基幹型及び圏域型地域包括支援センターが連携を図り、第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画における重点項目を中心に取組みます。

古賀市(基幹型地域包括支援センター)と全国平均(市町村)の比較



<項目ごとの評価結果詳細>

| 大項目 | 市町村(基幹型地域包括支援センター) | 全国平均 |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1 組織運営体制等 | 63.2% | |
| ※組織運営体制(人員配置や運営方針の策定等)に関する評価項目 | (取り組めた内容) ・広報誌やホームページ等を活用した地域包括支援センターの周知等を実施。 ・個人情報保護に関する取扱方針を定めている。 (取り組みが不十分であった内容) ・職員研修計画を年度当初までに策定できていない。 ・苦情対応に関する方針を示していない。 | 84.7% |
| 2-(1) 総合相談支援 | 83.3% | |
| ※総合相談支援業務に関する評価項目 | (取り組めた内容) ・地域包括支援センターへの相談件数の把握や、相談事例に関する支援要請への対応。 (取り組みが不十分であった内容) ・相談事例の終結条件を定めていない。 | 85.9% |
| 2-(2) 権利擁護 | 75.0% | |
| ※権利擁護業務に関する評価項目 | (取り組めた内容) ・高齢者虐待事例等への対応の流れを整理している。 ・高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において高齢者虐待事例への対応策を検討している。 (取り組みが不十分であった内容) ・消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、地域包括支援センターとの連携についての協力依頼を実施できてない。 | 88.4% |
| 2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援 | 100.0% | |
| ※包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関する評価項目 | (取り組めた内容) ・日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握している。 ・地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように研修会を実施している。 | 70.0% |
| 2-(4) 地域ケア会議 | 23.1% | |
| ※地域ケア会議に関する評価項目 | (取り組みが不十分であった内容) ・地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じていない。 ・地域ケア会議が実施できていない。 | 68.5% |
| 2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 83.3% | |
| ※介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関する評価項目 | (取り組めた内容) ・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する基本方針を定めている。 (取り組みが不十分であった内容) ・介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の地域包括支援センターの関与について、方針を明示していない。 | 70.2% |
| 3 事業間連携(社会保障充実分事業) | 100.0% | |
| ※社会保障充実分事業に関する評価項目 | (取り組めた内容) ・認知症施策の推進に向け、地域包括支援センターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくり等の支援を行っている。 ・生活支援コーディネーター等との連携会議の開催や情報共有の仕組みづくり等の支援を行っている。 | 85.7% |